

- 「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」（令和4年4月1日付け医政発0401第25号厚生労働省医政局長通知）
本文

新旧対照表

(下線は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">医政発0401第25号 令和4年4月1日</p> <p>各 { 都道府県知事 保健所設置市長 特別区長 } 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長 (公印省略)</p> <p>再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: right;">医政発0401第25号 令和4年4月1日</p> <p>各 { 都道府県知事 保健所設置市長 特別区長 } 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長 (公印省略)</p> <p>再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p>

1 特例措置の概要

地域医療構想の実現のため、認定医療機関開設者（医療介護総合確保法第 12 条の 2 の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定を受けた医療機関の開設者をいう。以下同じ。）が、当該認定を受けた再編計画（同法第 12 条の 6 第 1 項の規定による変更の認定又は同条第 2 項の変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。）に基づき不動産を取得した場合における当該不動産の取得に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置（以下単に「特例措置」という。）を令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで講ずるもの。

2 （略）

3 特例措置の適用期間

特例措置は、認定医療機関開設者による上記 2 の不動産の取得が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに行われたときに限り適用すること。

1 特例措置の概要

地域医療構想の実現のため、認定医療機関開設者（医療介護総合確保法第 12 条の 2 の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定を受けた医療機関の開設者をいう。以下同じ。）が、当該認定を受けた再編計画（同法第 12 条の 6 第 1 項の規定による変更の認定又は同条第 2 項の変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。）に基づき不動産を取得した場合における当該不動産の取得に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置（以下単に「特例措置」という。）を令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで講ずるもの。

2 （略）

3 特例措置の適用期間

特例措置は、認定医療機関開設者による上記 2 の不動産の取得が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに行われたときに限り適用すること。